

第3回 中小企業における個人保証等の在り方研究会 事務局説明資料

平成25年2月
中小企業庁 金融庁

個人保証の契約後(再生局面)における課題・論点一覧

課題①: 私的整理における経営責任の在り方

- 論点①: どのような場合、経営者の存続を許容し得るか(あるいは交代させるべきか。)
- 論点②: 経営者存続の場合、どのように経営責任を取るべきか。

課題②: 保証債務の履行基準

- 論点③: 経営者(保証人)の生活の安定化に最低限必要な資産を残すべきではないか。また、その場合に残すべき資産はどの範囲か。
- 論点④: 保証債務の履行金額の減額(保証人に残す資産の増加)は、経営者の存続又は交代のインセンティブとして有用か。
- 論点⑤: 経営者の属性(経営資質等)は、保証債務の履行金額に影響を与えるか。また、仮に影響を与えたとした場合には、履行金額はどのように設定され得るか。
- 論点⑥: 実質的には法人の事業資産と見なし得る資産が、経営者(保証人)の個人資産に含まれている場合には、どのように取り扱うべきか。
- 論点⑦: 仮に事業再生に必要な資産を保証履行の対象から除外することとした場合、当該資産はどの範囲か。

課題③: 残存保証債務の免除

- 論点⑧: 経営者(保証人)の資産の把握の精度の向上をどのように図るか。
- 論点⑨: 任意の私的整理における無税償却が可能な場合であって、「把握した資産額 \leq 保証債務の履行金額」であるときには、債権者が、残存保証債務の免除に応じることは可能か(株主から善管注意義務違反を問われるリスクを回避したと言えるか)。
- 論点⑩: 残存保証債務を免除する場合に、将来的な資産の隠匿の発覚や事業再生の成功による資産の増加等の可能性を勘案し、回収の最大化を図るための一定の措置(猶予期間の設定等)を講じる必要はないか。

課題④: 複数債権者間の調整、法人債務と保証債務の一体処理

- 論点⑪: 各論点の整理を踏まえて、複数債権者間の調整や法人債務と保証債務の一体処理を円滑に行うには、どのような枠組みが有用か。

課題①: 私的整理における経営責任の在り方

- ・一般に、中小企業においては経営者自身が経営資源であることが多いため、経営者の存続により事業再生計画の実効性が向上するケースが多い。
- ・そのため、法的整理においては、債権者の意向も踏まえて、経営者の存続が可能な制度設計となっており、民事再生手続においても、相当数の経営者が存続している(図1, 2)。

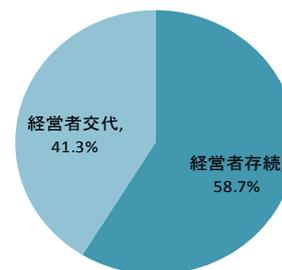
【民事再生法】

- ・早期事業再生を促進する観点から、DIP型(旧経営者の存続前提での事業再生)の運用を是認

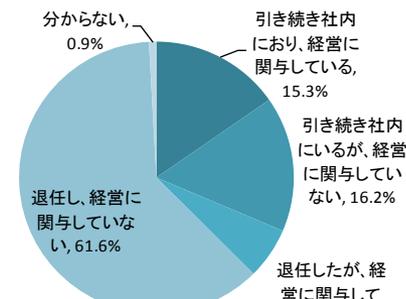
【会社更生法】

- ・2002年改正により経営責任のない取締役等を管財人等に選任できることを明確化
- ・2009年からDIP型会社更生手続の運用を開始

(図1) 民事再生手続申請企業における経営者交代の有無



(図2) 民事再生企業で経営者が交代した場合の前経営者の処遇



(出典) 中小企業庁委託「中小企業の企業再生調査」
(2010年12月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

課題①: 私的整理における経営責任の在り方

- ・一方、私的整理ガイドライン、事業再生ADR等の私的整理スキームにおいては、明示的に経営者の交代を要求している。
- ・一般に、私的整理においては債権者全員の合意が必要であるため、経営者の存続に関する合意の形成もまた困難である可能性がある。
- ・また、経営者の経営能力や貸し手との信頼関係の毀損に鑑み、むしろ経営者の交代により事業再生計画の実効性が向上する場合もある。

「私的整理ガイドライン」(抜粋)

7. 再建計画案の内容

(5) 対象債権者の債権放棄を受けるときは、債権放棄を受け企業の経営者は退任することを原則とする。

「事業再生に係る認証紛争解決事業者(事業再生ADR)の認定等に関する省令」(抜粋)

第14条第1項第4号

(債権放棄を伴う事業再生計画案)

第十四条 第八条の事業再生計画案が債権放棄を伴う場合、当該事業再生計画案は次に掲げる事項を含むものでなければならない。

四 役員の退任(事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合を除く。)

課題①(私的整理における経営責任の在り方)に関する論点

論点①:どのような場合、経営者の存続を許容し得るか(あるいは、交代させるべきか。)

(例)以下のような、「経営者の属性」を総合的に勘案し、経営者の存続が事業再生計画の実効性の向上に資するものと債権者が認める場合は、経営者の存続を許容すべきではないか。

- ・経営資質(マネージメント能力、経営姿勢、人脈、年齢等を含む。)
- ・信頼性(過去に法令違反、不法行為等の背任行為がない等)
- ・帰責性(窮境の主要因が外部要因(リーマンショック、震災等))

論点②:経営者存続の場合、どのように経営責任を取るべきか。

- (例)
- ・役員報酬や配当等の縮減
 - ・株主権の放棄(株式消却)
 - ・個人保証債務の履行

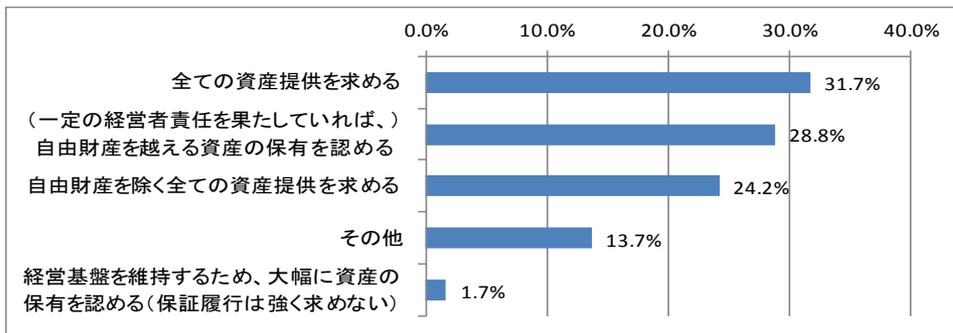
課題②：保証債務の履行基準

- ・保証債務の履行について、金融機関の対応は様々(図3, 4)。
- ・経営者に私財をどこまで残すかについては、地域経済にとっての中長期的メリットである再生企業の事業価値の最大化と債権者にとっての短期的メリットである回収の最大化の両立(組合せの最適化)を図る必要があるのではないか。

【金融機関が経営者(保証人)に対し、原則全ての資産提供を求める主な理由】

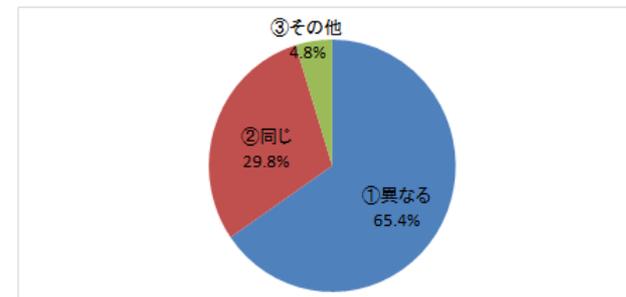
- ・債権放棄時に無税償却が認められないリスクの回避
- ・株主から善管注意義務違反を問われるリスクの回避
- ・地域の他の債務者のモラルハザードを惹起するリスクの回避

(図3) 経営者がそのまま存続する場合、私財提供をどこまで求めるか



(出典) 中小企業庁委託「平成22年度個人保証制度及び事業再生に関する金融機関実態調査」
(2011年3月、山田ビジネスコンサルティング株式会社)

(図4) 窮境原因、再生への協力姿勢等によって、対応が異なるか



(出典) 中小企業庁委託「平成22年度個人保証制度及び事業再生に関する金融機関実態調査」
(2011年3月、山田ビジネスコンサルティング株式会社)

課題②(保証債務の履行基準)に関する論点

論点③: 経営者(保証人)の生活の安定化に最低限必要な資産を残すべきではないか。また、その場合に残すべき資産はどの範囲か。

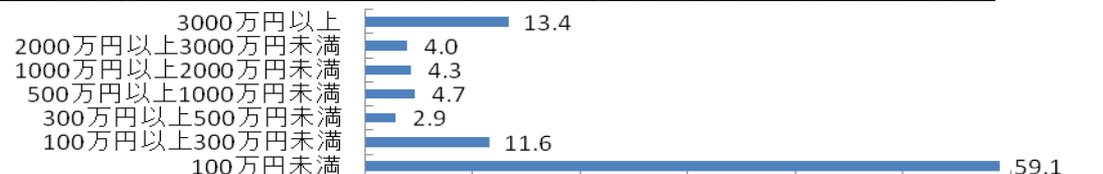
- (例)
- ・原則、保証人は全ての資産を提供
 - ・破産時の自由財産(99万円)と同等程度
 - ・経営者の属性(経営資質等)を総合的に勘案して設定

論点④: 保証債務の履行金額の減額(保証人に残す資産の増加)は、経営者の存続又は交代のインセンティブとして有用か。

- (例)
- ・事業再生計画の実効性向上のために経営者の存続を求める場合、又は、円滑な事業承継を促進するために経営者の交代を求める場合に、保証債務の履行金額を減額し、これらの経営者に対して一定程度の資産を残す。

論点⑤: 経営者の属性(経営資質等)は、保証債務の履行金額に影響を与えるか。また、仮に影響を与えるとした場合には、履行金額はどのように設定され得るか。

(ご参考)保証履行によって実際に残った金融資産(民事再生法利用者へのアンケート調査)



(出典)中小企業庁委託「中小企業の企業再生調査」(2010年12月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

課題②(保証債務の履行基準)に関する論点

論点⑥: 実質的には法人の事業資産と見なし得る資産が、経営者(保証人)の個人資産に含まれている場合には、どのように取り扱うべきか。

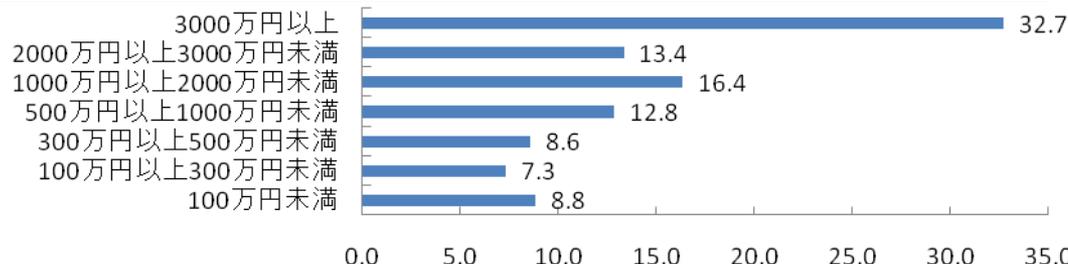
- (例)・実質的な事業資産と見なし得るか否かを問わず、論点③～⑤の整理に則して一律に処理
- ・事業再生に必要な資産は保証履行の対象から除外し、法人に譲渡

論点⑦: 仮に事業再生に必要な資産を保証履行の対象から除外することとした場合、当該資産はどの範囲か。

(例)・本社、工場等の主たる事業を行う上で最低限必要な資産

※自宅兼店舗の場合など個人資産と事業資産の区分が困難な場合は、当該資産を事業再生に必要な資産の範囲に含めざるを得ないのではないか。

(ご参考)経営の継続にあたって必要と考える金融資産(民事再生法利用者へのアンケート調査)



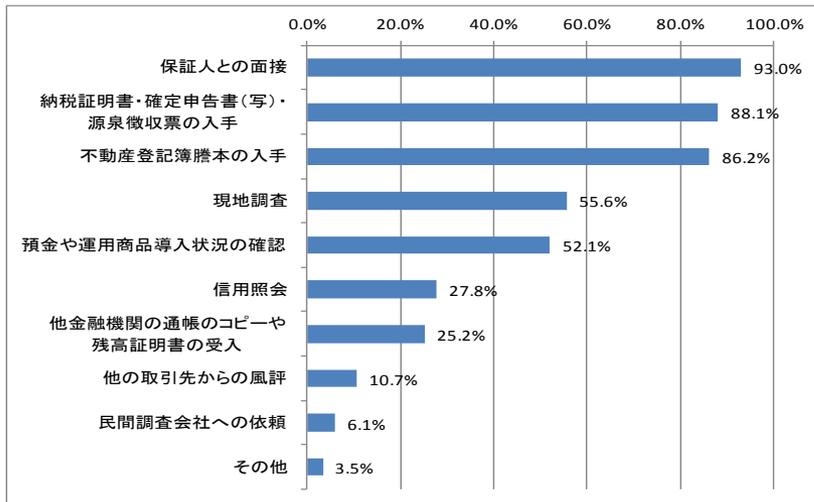
(出典)中小企業庁委託「中小企業の企業再生調査」(2010年12月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

課題③：残存保証債務の免除

- 金融機関は経営者（保証人）の資産の把握に努めているが（図5）、詐害行為等のおそれもあり完全な把握が困難である上、無税償却、善管注意義務等に関するリスク（課題②参照）が存在するため、保証履行後も残存する保証債務の免除は困難。

（例）法的整理や私的整理スキームにおいて定められている債権放棄の際の無税償却の要件が、任意の私的整理においては不明確。

（図5）金融機関が保証人の収入・資産を把握する手段



国税庁HP（抜粋）

（連帯保証人がいる場合の貸倒れの判断）

Q1

貸付先の資産状況、支払能力等からみて貸付金の全額が回収できないことが明らかになった場合には、担保物を処分した後に貸倒損失とすることができる取り扱いとなっていますが、連帯保証人がいる場合には、その連帯保証人についても回収不能かどうかの判断をしなければならないのでしょうか。

A1

連帯保証人についても、回収不能かどうか判断する必要があります。金銭債権について連帯保証人がいる場合には、その連帯保証人は、その債務の返済に関しては債務者と同等の立場にあると考えられることから、その連帯保証人等の資産状況、支払能力等を勘案して、その貸付金が回収不能かどうかの判断をすることになります。

（法基通9-6-2）

（出典）中小企業庁委託「平成22年度個人保証制度及び事業再生に関する金融機関実態調査」（2011年3月、山田ビジネスコンサルティング株式会社）

課題③(残存保証債務の免除)に関する論点

論点⑧: 経営者(保証人)の資産の把握の精度の向上をどのように図るか。

- (例)・納税証明書、確定申告書、源泉徴収票
・預金額等(通帳の写しや残高証明書の受入)
・株券、不動産等の証明書(写し)
・実地調査、保証人との面談(ヒアリング)
・保証人からの表明保証受け入れ

論点⑨: 任意の私的整理における無税償却が可能な場合であって、「把握した資産額 \leq 保証債務の履行金額」であるときには、債権者が、残存保証債務の免除に応じることは可能か(株主から善管注意義務違反を問われるリスクを回避したと言えるか)。

論点⑩: 残存保証債務を免除する場合に、将来的な資産の隠匿の発覚や事業再生の成功による資産の増加等の可能性を勘案し、回収の最大化を図るための一定の措置(猶予期間の設定等)を講じる必要はないか。

課題④：複数債権者間の調整、法人債務と保証債務の一体処理

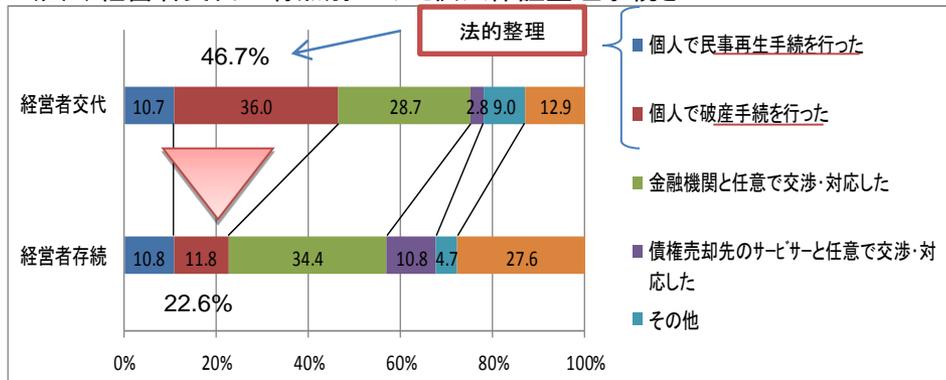
- 多くの中小企業は複数の金融機関と取引を行っているが、債権者間の保証履行や残債免除に関する判断の差異が事業再生の成否に大きく影響するため、任意の私的整理においても複数債権者間の調整の円滑化を図るべきではないか。
- また、民法の附従性は従たる債務である保証債務には及ばないため、法人の債務処理とは別に個人の債務処理を行う必要があるが、レピュテーションリスクを懸念し、経営者は法的整理を忌避する傾向があるため(図5)、法人債務と個人の保証債務の一体処理の円滑化を図るべきではないか。
- これらの措置を講じることで、早期の事業再生を促すことに繋がるのではないか。

【民事再生法】(抜粋)

第一百七十七条

2 再生計画は、別除権者が有する第五十三条第一項に規定する担保権、再生債権者が再生債務者の保証人その他再生債務者と共に債務を負担する者に対して有する権利及び再生債務者以外の者が再生債権者のために提供した担保に影響を及ぼさない。

(図5) 経営者交代の有無別にみた個人保証整理手続き



(出典) 中小企業庁委託「中小企業の企業再生調査」
(2010年12月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

課題④（複数債権者間の調整、法人債務と保証債務の一体処理）に関する論点

論点⑪：各論点の整理を踏まえて、複数債権者間の調整や法人債務と保証債務の一体処理を円滑に行うには、どのような枠組みが有用か（※）。

- （例）
- ・個人保証の整理プロセスに関するガイドラインに基づく任意の私的整理
 - ・中小企業再生支援協議会等の私的整理スキーム
 - ・法的整理（個人破産、民事再生手続、小規模個人再生制度）
 - ・サービスの活用

※なお、当該枠組みの税務上の扱いについては、別途税務当局と考え方を整理する必要がある。

【フランス】

- ・通常、小規模の会社、有限会社等に銀行が融資する場合、経営者の保証を要求
- ・自然人の保証契約において、手書きによる保証引き受け承諾文言の記載・署名を義務化
- ・保証人の資産及び将来発生し得る収入に比して過大な保証を禁止(比例原則)
- ・保証履行時に保証人の必要最低限の生活費を保証
- ・通常、主たる債務の消滅(弁済、更改、免除、相殺等)に附従して、保証は消滅

【イングランド】

- ・通常、有限責任会社に銀行が融資する場合、その代表者の保証を要求
- ・保証金額の上限の設定を保証契約で約定することは可能
- ・債権者が主たる債務者の免責に合意した場合、原則、保証人は免責。ただし、保証人の責任の留保は可能

【アメリカ】

- ・経営者保証は一般的慣行。中小企業に銀行が融資する場合は特に経営者保証を要求
- ・経営者(保証人)に個人資産がない場合も、実務上、経営者保証を要求
- ・債権者が主債務を免除した場合、保証債務も免責。ただし、免除に関する契約の文言や状況から、債権者が保証債務の免除を許容しないことが明らかな場合は、この限りでない。